

### Ⅲ 地域保健福祉課の業務概要

地域保健福祉課は、保健師関係指導事業、母子保健事業、成人・老人保健事業、一人ひとりに応じた健康支援事業、自殺対策推進事業、地域・職域連携推進事業、栄養改善事業、精神保健福祉事業並びに児童福祉、母子福祉、障害福祉等の社会福祉関係事業を主要業務としている。

管内市町村や医療・福祉・学校等関係機関と連携して、地域保健の充実を図り、地域住民の健康づくり活動への支援、環境整備に努めるとともに地域福祉の推進に努めた。

#### 1 保健師関係指導事業

地域保健活動の推進のため、管内保健師業務研究会は災害時保健活動をテーマに書面開催を実施した。また、所内保健師研究会を開催し、保健師の資質向上と連携強化を図った。

#### 2 母子保健事業

管内の母子保健事業が円滑に推進されるよう、母子保健推進協議会、母子保健担当者会議を開催し、市町村、管内医療機関、地域の関係機関等と現状や課題の分析を行った。

併せて、母子保健関係者研修会の開催及び「ダウン症児等長期療養児親の会」の支援を行った。

さらに、小児慢性特定疾病医療費助成や特定不妊治療費助成の申請時に、相談対応を行い、情報提供に努めた。

#### 3 成人・老人保健事業

受診率の向上を図るため、管内市町村の推進員等に対して、がん検診の必要性等に関する内容のがん検診推進委員育成講習会を実施した。

#### 4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた確かな自己管理ができることを目的に、健康相談を実施した。

#### 5 総合的な自殺対策推進事業

平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、すべての都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定することとされた。当センターでは、当センターで実施する研修会等で、啓発チラシの配布を行った。

#### 6 地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健が連携して、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備するために、協議会と作業部会を開催し、共同事業により糖尿病重症化予防について普及啓発を行った。

## 7 栄養改善事業

地域住民一人ひとりが、健やかによりよい生活が送れるよう病態栄養教室の開催、食品販売店における適切な栄養成分表示等の啓発とともに地域の食生活改善及び健康づくりを推進した。

給食施設指導では、個別巡回指導及び集団指導を実施し、栄養管理ならびに衛生管理の向上及び従事者の資質の向上に努めた。

## 8 歯科保健事業

難病患者・家族向けのリーフレットに口腔ケアの重要性や方法について情報を掲載し、歯及び口腔内の健康増進を図った。

## 9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいて、入院事務等の業務のほか、精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問を随時行うとともに、精神科嘱託医による精神保健福祉相談を実施した。平成30年度より精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進のため、実務者会議に参加し、また委託事業所とともに代表者会議を開催し、長生圏域における精神保健福祉の総合的な対策を検討した。

## 10 肝炎治療特別促進事業

「千葉県肝炎治療特別促進事業」として、B型及びC型肝炎に対する抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）への公費による助成制度を実施している。

### 11 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

「千葉県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」として、B型及びC型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の外来及び入院医療費への公費による助成制度を実施している。

### 12 難病対策事業（指定難病等医療費助成事業）

平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、令和3年11月には、医療費助成の対象疾病（指定難病）が338疾病に拡大された。

また、難病患者や家族の療養上の不安等に対し、情報提供や相談対応等の難病相談事業を行っている。

### 13 受動喫煙対策

健康増進法の一部を改正する法律により、令和元年7月1日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙になり、令和2年4月1日から多くの人が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行った。

### 14 市町村支援

関係機関・団体との連携を図り、地域の保健福祉の推進を図るため管内市町村の健康づくり推進協議会、障害者福祉計画策定委員会等に参加した。

## 15 福祉関係事業

民生委員・児童委員の委嘱や活動費等に関する事務、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による業務、管内町村の生活保護費等の経理・医療・介護に関する事務を行っている。

また、家庭相談員による児童・家庭問題の相談業務、母子・父子・寡婦福祉資金貸付事務、高齢者福祉、身体・知的障害者福祉事務等地域福祉の推進を図るため、管内関係機関と密接な連携のもと、地域における社会福祉行政の円滑な推進に努めた。

さらに、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づく相談や啓発活動を実施するとともに、「配偶者暴力相談支援センター」としてDV被害者の相談に応じ、関係機関と連携を図り支援している。

## 1 保健師関係指導事業

保健師は地域保健活動の推進のため管内保健師業務研究会、所内保健師研究会等を開催し、保健師の資質向上と連携強化を図った。

### (1) 管内概況

管内保健師の就業状況は、令和4年4月1日現在、保健所8名（地域保健福祉課6名、健康生活支援課2名）市町村56名である。

表1－(1) 管内保健師就業状況（令和4年4月1日現在）

(単位：人)

区分 年度	総数	保健所	市 町 村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
令和2年度	62	8	37	5	8	4
令和3年度	63	8	39	4	9	3
令和4年度	64	8	39	7	7	3
茂原市	24	-	19	3	1	1
一宮町	5	-	3	-	2	-
睦沢町	6	-	3	1	1	1
長生村	7	-	5	1	1	-
白子町	7	-	4	1	1	1
長柄町	4	-	3	-	1	-
長南町	3	-	2	1	-	-

(2) 保健所保健師活動

保健所保健師は、関係機関・関係職種と連携を図りながら、広域的・専門的な各種保健指導業務を実施した。

表1－(2) 家庭訪問等個別指導状況（令和5年3月31日現在）

(単位：件)

種別	区分		訪問以外の保健指導				個別の連携 ・連絡調整
	家庭訪問		面接		電話	メール	
	実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数（再掲：会議）
総数	68	131	175	280	4,516	-	651(3)
感染症	4	4	2	2	3,183	-	410(-)
結核	11	26	26	70	117	-	56(-)
精神障害	17	25	1	1	70	-	-(-)
長期療養児	2	4	36	39	38	-	8(-)
難病	19	42	46	54	217	-	177(3)
生活習慣病	-	-	-	-	-	-	-(-)
その他の疾病	-	-	-	-	-	-	-(-)
妊産婦	-	-	-	-	-	-	-(-)
低出生体重児	-	-	-	-	-	-	-(-)
(未熟児)	-	-	-	-	-	-	-(-)
乳幼児	-	-	-	-	-	-	-(-)
その他	15	30	64	114	891	-	-(-)
訪問延世帯数	32	51					

(3) 保健師関係研修（研究）会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1－(3)－ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テーマ	主な内容	参加人員
令和4年 7月21日	1 災害時保健活動 2 管内7市町村の保健活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理期保健師研修会復命講習</li> <li>・北海道胆振東部地震にかかわる保健活動発表</li> <li>・統括的立場の保健師から各市町村の保健活動について発表</li> </ul>	17名
令和5年 1月5日	新任期保健師研修会	講義：地区活動に必要な技術 ～担当地区や担当業務を多角的に見てみよう～ 講師：千葉大学大学院 講師 グループワーク	19名

イ 所内保健師研究会

表1－(3)－イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和4年 5月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課の事業について</li> <li>・所内の現任教育について</li> <li>・業務研究集録について</li> </ul>	7名
令和4年 7月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病及び小慢要支援者の災害時安否確認について</li> <li>・感染症に関する動向について</li> <li>・研修復命（管理期保健師研修会 等）</li> </ul>	4名
令和4年 9月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ALSの病態について</li> <li>・救命救急活動（ファーストエイド）について</li> <li>・研修復命（精神保健福祉研修）</li> </ul>	7名
令和4年 12月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対応の変更点について</li> <li>・保健師関係の情報共有</li> <li>・事例検討（結核塗抹陽性患者の支援）</li> </ul>	6名
令和5年 1月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度事業の進捗と来年度事業の検討</li> <li>・最近の感染症情報について</li> <li>・新任期保健師の現任教育の進捗について</li> </ul>	6名
令和5年 3月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現任教育の評価について</li> <li>・令和5年度計画について</li> </ul>	7名

ウ 保健所保健師ブロック研修会

保健所保健師ブロック研修会の黒潮ブロックは、長生、夷隅、安房、君津、市原の5健康福祉センターが輪番で研修会を開催しており、令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、安房保健所の主催で書面開催した。

表1－(3)－ウ 保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和4年11月	書面開催（保健師現任教育、母子保健等における課題を共有した）	41名

(4) 管内看護管理者研修会

表1－(4) 看護管理者研修状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和5年 2月2日	講義：看護管理者のチーム運営力 講師：千葉大学大学院 講師 講義：看護の質を保証するための看護管理者の役割 講師：訪問看護ステーション 所長 グループワーク	9名

## 2 母子保健事業

母子保健法の改正により、平成9年度から住民に身近な一時的サービスは市町村に一元化され、保健所は専門的、技術的サービスを担うことになった。

専門的・広域的な母子保健の体制整備を目的として、ライフステージに応じた切れ目ない支援に資するための研修会や協議会等を開催した。

### (1) 母子保健推進協議会

母子保健法に基づき、管内母子保健事業において、妊娠期から子育て期まで、切れ目ない支援を行うために、実施体制等について協議を行った。

表2－(1) 母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
令和5年1月 (書面開催)	16名	<p>新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から書面開催とした。</p> <p>1. 実績報告等</p> <p>(1) 国・県の動向と管内市町村における母子保健に関する状況</p> <p>(2) 令和3年度長生保健所(長生健康福祉センター)母子保健事業実績</p> <p>(3) 長生保健所管内子育て世代包括支援センター・産後ケア事業実施状況</p> <p>2. 協議事項</p> <p>(1) 妊産婦メンタルヘルスケアと産後ケア事業に関するリーフレットの作成について</p> <p>(2) 上記リーフレットの配布について</p>

### (2) 母子保健従事者研修会

母子保健に従事する者の資質の向上を目的とし研修会を実施した。令和4年度は市町村母子保健担当者が参加しやすいよう母子保健担当者会議と同日開催とした。

表2－(2) 母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内容
母子保健従事者研修会	令和4年 7月29日	市町村保健師8名 保健所4名 (保健師3名、精神保健福祉相談員1名)	<p>事例検討「メンタルヘルスのケアを必要とする妊産婦への支援」</p> <p>講師：長生保健所地域保健福祉課 職員</p>



(3) 母子保健に関する連絡調整会議

出産後の母子の心身のケア、育児サポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を目的として、各市町村が行う産後ケア事業について情報提供・共有を行った。

表2- (3) 母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数・職種	主な協議内容
令和4年7月29日	市町村保健師8名 保健所保健師3名	(1) 管内市町村の子育て世代包括支援センターの実施状況について (2) 産後ケア事業の実施状況について

(4) 人工妊娠中絶届出

母体保護法第25条により、医師から届け出された人工妊娠中絶実施報告に基づき妊娠週数別年齢階級別に届出数を記載した。ただし、届出数は管外分も含まれる。

表2- (4) 人工妊娠中絶届出状況

(単位：人)

区分 妊娠週数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和4年度									
			総 数	20 歳 未 満	20 〜 24	25 〜 29	30 〜 34	35 〜 39	40 〜 44	45 〜 49	50 歳 以 上	不 詳
総 数	34	37	36	3	5	12	5	9	2	-	-	-
満7週以前	19	26	19	1	3	6	4	4	1	-	-	-
満8週～満11週	15	10	17	2	2	6	1	5	1	-	-	-
満12週～満15週	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
満16週～満19週	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
満20週～満21週	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 特定不妊治療費助成事業

千葉県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づき、平成 17 年 1 月より特定不妊治療（体外受精・顕微授精）対象者に経費の助成を行なっている。平成 27 年度より初回の助成額が 15 万円から 30 万円に拡充され、男性不妊治療への助成も開始された（平成 28 年 1 月 20 日以降の治療終了者）。令和 3 年 1 月 1 日以降の治療終了者から所得要件が撤廃され、事実婚の夫婦も対象に含まれることになった。また、2 回目以降の治療についても助成額が 30 万円（採卵を伴わなければ 10 万円）に拡充された。

表 2－(5) 特定不妊治療費助成実施状況

(単位：件)

年度・市町村	件 数		延件数内訳			
	実件数	延件数	体外受精	顕微授精	男性不妊	その他
令和 2 年度	49	77	20	18	-(1)	39
令和 3 年度	93	150	30	58	-(1)	62
令和 4 年度	29	32	3	9	-(-)	20
茂原市	16	17	※男性不妊の件数は男性不妊治療単独の助成件数であり、 ( ) 内の数値は、特定不妊治療を伴う男性不妊治療の助成件数である。			
一宮町	5	5				
睦沢町	1	1				
長生村	2	3				
白子町	3	3				
長柄町	2	3				
長南町	-	-				

(6) 不妊・不育相談事業

県では、不妊や不育に悩む夫婦等に、一般的な相談や検査・治療に関する情報提供、精神面での相談を不妊・不育オンライン相談で行っている。各保健所でも、随時、保健師が面接や電話等により相談支援を行っている。

その他、妊娠や不妊に関する正確な情報を提供していくことは重要であることから、不妊講演会を地域の実情に応じて開催している。

表 2－(6) 不妊講演会実施状況

開催年月日	内 容	対 象	参加者数
令和 4 年 11 月 21 日	講演：「ライフイベントの選択」 講師：亀田総合病院生殖医療科 医師 事前に講師の講演動画を作成し、高校に CD-R を貸出しする形で実施した。	県立茂原 高等学校 3 年	171 人

(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

対象は慢性疾患で治療が長期にわたり、医療費も高額となる特定の疾病に罹っている児童（新規 18 歳未満・継続 20 歳未満）で、対象疾患は令和 3 年度末時点で 16 疾患群 788 疾病である。

表 2 - (7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況（各年度 3 月 31 日現在）

(単位：件)

疾 患 名	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	茂 原 市	一 宮 町	睦 沢 町	長 生 村	白 子 町	長 柄 町	長 南 町
総 数	76	66	58	47	2	-	1	4	1	3
1 悪性新生物	14	13	9	7	-	-	1	-	-	1
2 慢性腎疾患	8	6	4	4	-	-	-	-	-	-
3 慢性呼吸器疾患	3	2	2	2	-	-	-	-	-	-
4 慢性心疾患	13	12	11	7	-	-	-	3	1	-
5 内分泌疾患	13	12	8	8	-	-	-	-	-	-
6 膠原病	2	1	1	1	-	-	-	-	-	-
7 糖尿病	6	4	6	5	1	-	-	-	-	-
8 先天性代謝異常	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-
9 血液疾患	2	2	2	1	1	-	-	-	-	-
10 免疫疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 神経・筋疾患	6	4	5	3	-	-	-	1	-	1
12 慢性消化器疾患	8	8	7	6	-	-	-	-	-	1
13 染色体又は遺伝子に変 化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14 皮膚疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 骨系統疾患	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
16 脈管系統疾患	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-

(8) 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

児童福祉法第19条の22に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行った。また、令和2年度からダウン症児親の会によるピアカウンセリング事業を開催している。

ア 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（研修会、講演会、交流会等）

表2－(8)－ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

名 称	実 施 年 月 日	参加人数・内訳	内 容
ダウン症児親の会によるピアカウンセリング	奇数月の 第3火曜日 ※3月のみ 水曜日 (3回開催)	4組 (9人) 小児慢性特定疾病児の保護者等で療育の不安を抱えている保護者	ダウン症の養育経験者が対面式によるカウンセリングを実施し、参加者に対して相談支援や助言を行った。相談内容の主なものは、成長・発達について、療育に関することであった。

イ 療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

表2－(8)－イ 療育相談指導内容 (単位：人)

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相 談 者 数 ( 延 )	-	-	-
家 庭 看 護 指 導	-	-	-
食 事 ・ 栄 養 指 導	-	-	-
歯 科 保 健 指 導	-	-	-
福 祉 制 度 の 紹 介	-	-	-
精 神 的 支 援	-	-	-
学 校 と の 連 絡	-	-	-
家 族 会 等 の 紹 介	-	-	-
そ の 他	-	-	-

ウ 訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表2－(8)－ウ 訪問指導事業実施状況 (疾患別) (単位：件)

疾 患 名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総 数	1	2	2
慢性呼吸器疾患	-	1	1
神経筋疾患	1	1	1

エ 窓口相談事業

表2-(8)-エ 相談内容 (単位:人)

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相 談 者 数 ( 延 )	20	59	39
申 請 等	6	3	1
医 療	-	1	-
家 庭 看 護	14	49	37
福 祉 制 度	-	1	-
就 労	-	1	-
就 学	-	3	1
食 事 ・ 栄 養	-	1	-
歯 科	-	-	-
そ の 他	-	-	-

オ 訪問相談員派遣事業

表2-(8)-オ 訪問相談員派遣事業実施状況

年度 \ 区分	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和2年度	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-
令和4年度	1	3	1	1

(9) 療育の給付制度

療育の給付(児童福祉法第20条)は、18歳未満の結核入院児童に対しての医療及び日用品(学用品含む)等の給付を行なっているが、令和4年度の給付件数は0件である。

(10) 思春期保健相談事業

思春期の子どもたちが生命の大切さや心身の発達について理解し、自己及び他者を尊重した豊かな対人関係を築く力を育むことを目的に事業を実施した。

表2-(10)-イ 思春期保健事業講演会

名 称	開 催 年 月 日	対象者・参加者数	内 容
不登校・ひきこもり支援研修会	令和4年8月9日	教員、市町村保健師等	管内の不登校支援の現状と、関係者間連携に関して支援者向けに研修会を実施した。令和2・3年度については、研修会の企画をしていたが、新型コロナウイルス感染症により延期となっていた。

(1 1) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等について

平成31年4月24日に「旧優生保護法一時金支給法」が成立し、公布・施行されたことから、請求者の利便性を考慮し、各地域の県型保健所に窓口が設置され、請求に関する相談等を実施した。

表2－(1 1) 管内居住者からの相談及び請求受付件数(保健所受付分)

年度	区分	請求受付件数	相談件数(延べ)		
			電話等相談	来所相談	計
令和4年度		-	-	-	-

※ 一時金の支給に関する相談及び請求は健康福祉部児童家庭課でも居住地に関わらず県児童家庭課に受付・相談窓口を開設している。

(1 2) その他会議や連絡会等

該当なし

(1 3) その他相談

該当なし

### 3 成人・老人保健事業

がん検診の受診率向上のため、各市町村で委嘱している健康づくり推進員等を対象とした講習会を実施した。(長生・夷隅保健所で隔年実施。令和4年度は、長生保健所が担当。)

(1) がん検診推進員育成講習会

各市町村の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等(以下「推進員等」という。)に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図る。

表3－(1) がん検診推進員育成講習会

開催年月日	参加者数	内容
令和4年10月12日	16人	講演：「大腸がんの早期発見及び大腸がん検診について」～大腸がんで命を落とすのはもったいない～ 講師：ちば県民保健予防財団 医師

#### 4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた的確な自己管理ができるよう健康づくりの支援体制の充実に努めた。

##### (1) 健康相談事業

身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象とし、健康相談に応じた。

表4－(1) 健康相談実施状況(電話)

(単位：件)

年度 \ 区分	男	女	総数
令和2年度	20	16	36
令和3年度	10	15	25
令和4年度	26	10	36

#### 5 総合的な自殺対策推進事業

地域における自殺対策推進事業の一環として、ポスターの掲示や啓発チラシ等の配布を行った。

##### (1) 住民向け講演会・相談対象者向け研修会

表5－(1) 研修会の実施状況

名称	実施年月日	参加者数・職種	内容
-	-	-	-

##### (2) その他の会議等

表5－(2) 会議等の開催状況

名称	実施年月日	参加者数・職種	内容
-	-	-	-

##### (3) その他の事業

該当なし

## 6 地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健の連携により地域・職域連携推進協議会を設置し、事業を実施している。平成 28 年度から『糖尿病重症化予防』をテーマに取り組んでいる。

表 6－(1) 長生地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和 5 年 3 月 2 日～3 月 13 日	24 名	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より書面開催とした テーマ：長生地域の糖尿病重症化予防の取組みについて 1. 議題 1 令和 4 年度地域・職域連携推進事業実績報告 2. 議題 2 令和 5 年度地域・職域連携推進事業計画 3. 意見交換 ・意見票により意見聴取

表 6－(2) 地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和 4 年 8 月 4 日	19 名	・令和 4 年度事業計画について ・共同事業について ・チラシの改定について
令和 5 年 1 月 30 日～2 月 10 日	24 名	書面開催で実施 ・チラシの改定について ・共同事業の実施状況について
令和 5 年 2 月 15 日	21 名	・令和 4 年度事業まとめ ・令和 5 年度地域・職域連携推進活動計画

表 6－(3) 共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
通年	・茂原労働基準協会の講習会で糖尿病重症化予防に関するチラシを配布し、健康教育を行った。 ・茂原労働基準協会が発行し、加入事業所約 210 事業所へ配付する「茂原労基協会報（7 月号）」へチラシを同封した。
通年	・糖尿病重症化予防を目的としたチラシを 3 種類作成し、管内市町村、関係機関において約 8,200 枚配布をした。



## 7 栄養改善事業

地域住民の食生活改善・健康増進及び療養生活のQOLの向上を図るために、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行ったうえで研修会の開催や、健康づくりの担い手である栄養関係団体の育成・支援を行った。

また、給食施設に対して、よりよい給食が実施されるよう、栄養及び衛生管理について個別巡回指導を行うとともに、給食従事者及び管理者の資質の向上を図るため、集団指導を行った。

特に、管内の高血圧疾患発症予防を図るためには食塩摂取量の減少が重要であり、減塩の普及啓発を行った。

### (1) 健康増進（栄養・運動等）事業

病態栄養教室では潰瘍性大腸炎の食事に関する正しい知識を理解し、安心して食生活を送ることができるようリーフレット「いざという時に役立つ！潰瘍性大腸炎の方向け災害時に備えた食事について」を作成し、送付した。

地域における健康づくり推進事業では、働く世代が減塩の重要性を理解し、栄養成分表示を活用した減塩の取組を行えるよう、健康づくりに携わる食生活改善推進員等を対象に講演会を実施した。

表7－（1）健康増進（栄養・運動等）指導状況

（単位：人）

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	(再掲)訪問による栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	1	1	-	/	/	/	/	-	-	-	/	/	/	/	-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	46	2	-	-	-	-	-	-	23 (150)	(150)	-	-	-	-	-
(再掲)医療機関等へ委託	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	-	-	-	/	/	/	/	-	-	-	/	/	/	/	-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

参照（地域保健・健康増進事業報告作成要領）

ア 病態別個別指導

表7- (1) -ア 病態別個別指導状況 (単位:人)

種別 \ 区分	計	生活習慣病	難病	アレルギー疾患	摂食障害	その他
病態別栄養指導	3	2	-	1	-	-
病態別運動指導	-	-	-	-	-	-

※生活習慣病は、がん・高血圧・心臓病・脂質異常症・糖尿病・肥満・貧血に関する指導をした場合に計上する。

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表7- (1) -イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
病態栄養教室	令和4年12月	潰瘍性大腸炎患者	150	リーフレット「いざという時に役立つ! ~潰瘍性大腸炎の方向け~災害時に備えた食事について」を作成し、送付

ウ 地域における健康づくり推進事業

表7- (1) -ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
地域健康づくり講習会	令和4年12月8日	食生活改善推進員 給食施設 (事業所・寄宿舎) 栄養士等	23	講演「働く世代に減塩の大切さを伝えよう! ~栄養成分表示を活用した健康づくりについて~」 講師 Shoku-Story 米倉れい子先生

エ 国民(県民)健康・栄養調査

表7- (1) -エ 国民(県民)健康・栄養調査状況

調査名	調査地区(対象)	調査年月日・調査内容等
令和4年県民健康・栄養調査	茂原市(53世帯136人)	令和4年11月11日 ・栄養摂取状況調査 ・生活習慣調査 ・身体状況調査

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表7- (1) -オ- (ア) 食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談 (個別)		普及啓発 (集団)		
		実相談食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品 について		- ( )	- ( )	- ( )	- ( )	-
食品表示基準に ついて (保健事項)	栄養成分	20	30	2	2	巡回調査
	特定保健用食品	-	-	-	-	-
	栄養機能食品	-	-	-	-	-
	機能性表示食品	-	-	-	-	-
	その他 ※	-	-	-	-	-
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		1	1	-	-	-
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-	-	-	-

		県民への相談対応・普及啓発			
		相談 (個別)	普及啓発 (集団)		
		延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品 について		- ( )	- ( )	- ( )	-
食品表示基準に ついて (保健事項)	栄養成分	-	1	5,085	保健所だよりへの掲載と配布
	特定保健用食品	-	-	-	-
	栄養機能食品	-	-	-	-
	機能性表示食品	-	-	-	-
	その他 ※	-	-	-	-
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		-	-	-	-
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-	-	-

( ) 内は、特定保健用食品再掲

※ 栄養成分以外の内容だった場合 (特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く)

表7－(1)－オ－(イ) 食品表示等に関する指導状況（表示違反への対応）

		指導状況（個別）	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について（保健事項）	栄養成分※	-（ ）	-（ ）
	機能性表示食品	-	-
	その他	-	-
健康増進法第65条第1項（虚偽誇大広告）		-	-
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む）		-	-

※ 栄養機能食品、特定保健用食品を含む （ ）内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表7－(1)－オ－(ウ) 特別用途食品に対する検査・指導件数（単位：件）

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
-（ - ）	-（ - ）	-（ - ）

（ ）内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表7－(1)－カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個 別		集団指導		
内 容	延人員	内 容	延回数	延参加者数
減塩・野菜摂取に関する普及啓発	60	-	-	-

(2) 給食施設指導

管内給食施設は93施設あり、給食施設の衛生管理及び栄養管理の向上を図るために、個別指導や集団指導を実施した。

令和4年度は、延89施設に個別指導を行い、集団指導は2回延119施設に行った。

給食施設状況

表7- (2) 給食施設状況 (単位: 件)

施設総数	管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・ 栄養士どちらもい る施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養士 栄養士 どちらも いない施設	管理栄養士 必置指定 施設		調理師の いる施設		調理師 のいな い施設	栄養 成分 表示 施設	栄養 教育 実施 施設
	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	栄 養 士 数	施 設 数	栄 養 士 数		施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	調 理 師 数			
93	24	28	17	32	24	30	31	22	-	-	75	155	18	92	55

ア 給食施設指導状況

表7- (2) -ア 給食施設指導状況 (単位: 件)

区 分			計	特定給食施設		その他の 給食施設
				1回300食以上 又は 1日750食以上	1回100食以上 又は 1日250食以上	
個別指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	48	12	25	11
		その他指導施設数	41	6	17	18
	喫食者への栄養・運動指導延人員		-	-	-	-
集団指導	給食管理指導	回 数	2	2	2	2
		延施設数	119	17	64	38
	喫食者への 栄養運動指導	回 数	-	-	-	-
		延人員	-	-	-	-

イ 給食施設個別巡回指導

表7- (2) -イ 給食施設個別巡回指導状況

	総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況								
			管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設		
			施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	
合計	93	48	24	18	17	6	30	15	22	7	
指定 施設 ①	計										
	学校										
	病院										
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設										
	社会福祉施設										
	事業所										
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
その他											
300食 /回, 750食 /日 以上 (指 定 施 設 を 除 く) ②	計	13	12	7	7	2	1	3	3	1	1
	学校	8	8	5	5	1	1	2	2		
	病院	1				1					
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設	1	1	1	1						
	社会福祉施設										
	事業所	2	2					1	1	1	1
	寄宿舎	1	1	1	1						
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
その他											
100食 /回, 250食 /日 以上 (①, ②除 く)	計	50	25	12	9	12	5	14	7	12	4
	学校	5	5	5	5						
	病院	7		2		5					
	介護老人保健施設	4	2	1	1	2	1	1			
	介護医療院										
	老人福祉施設	10	5	2	1	4	3	4	1		
	児童福祉施設	19	12	2	2	1	1	8	6	8	3
	社会福祉施設										
	事業所	5	1					1		4	1
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
その他											
その 他の 給 食 施 設	計	30	9	5	2	3		13	5	9	2
	学校										
	病院	2				2					
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設	13	7	4	2			7	3	2	2
	児童福祉施設	6	1	1		1		2	1	2	
	社会福祉施設	5	2					4	2	1	
	事業所	3								3	
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
その他	1	1							1	1	

※施設に outgoing 個別指導した施設数を記入する。  
 ※管理栄養士・栄養士配置施設の記入については、「衛生行政報告例記入要領」を参照すること。

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表7－（2）－ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導（単位：件）

	給食施設開始届	給食施設廃止（休止）届	給食施設変更届
届出数	2	4	17
指導数	2	4	17

エ 給食施設集団指導

表7－（2）－エ 給食施設集団指導状況

名称	開催年月日	対象者	参加者数	内容
給食施設 従事者 研修会	令和4年 6月30日	給食施設 管理者・調 理従事者 等	44名 (資料送付 27施設)	講演「給食施設における衛生管理」 講師 長生保健所 食品機動監視課 食品衛生監視員 報告「令和3年度給食施設栄養管理 状況報告書結果について」 講師 長生保健所 地域保健福祉課 栄養指導員
給食施設 管理者等 研修会	令和5年 2月14日	給食施設 管理者・栄 養士等	21名 (資料送付 34施設)	講演「美味しく減塩するための献立・調理の 工夫」 講師 淑徳大学 看護栄養学部 栄養学科 教授 桑原節子 先生 報告「給食施設における減塩に関する 取組アンケートの結果について」 講師 長生保健所 地域保健福祉課 栄養指導員

(3) 健康ちば協力店推進事業

表7－（3）－ア 健康ちば協力店登録状況

令和4年度登録件数			総登録件数
新規登録件数	変更件数	取消件数*	
1	-	-	1

表7－（3）－イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区分	飲食店等に対する普及 啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓 発及び指導状況	
	回数	延人員	回数	延店舗数	延人員	回数	延人員
個別指導	-	-	-	-	-	-	-
集団指導	10	881	-	-	-	-	-
合計	10	881	-	-	-	-	-

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7- (4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名 称	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
長生保健所管内栄養士会	98	役員会 (3回)、総会、研修会(2回)	令和4年度事業計画及び評価について会議を実施	27
長生保健所管内調理師会	270	総会 (書面開催)、千葉県調理師講習会	-	-

(5) 市町村への技術・助言支援等

表7- (5) -ア 市町村への技術支援、助言

名 称	開催月日	対象者	参加者数	内 容
-	-	-	-	-

表7- (5) -イ 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
長生保健所管内行政栄養士等業務連絡研究会	2	21	○第1回 情報交換 「令和4年度栄養事業計画」について ○第2回 1. 災害時における栄養・食生活支援について ① 演習「災害時における栄養・食生活支援活動のケースを活用したケースメソッド」 ②情報交換「災害時における栄養・食生活支援について」 ③保健所からの情報提供 2. 栄養事業の結果について 3. 次年度計画について

○市町村 (在宅) 栄養士研修会を含む

(6) 調理師試験及び免許関係

表7- (6) 調理師試験及び免許取扱状況 (単位:名)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
令和2年度	22	16	72.7	29	8	6
令和3年度	24	10	41.7	19	8	10
令和4年度	31	20	64.5	29	8	8



(7) その他（各保健所の独自事業）

実施なし

8 歯科保健事業

難病及び障害者等に対し講習会等を実施することで、歯及び口腔内の健康増進を図っているが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面開催とした。

(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業

表8－(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業実施状況

名称	対象者	開催月日	内容	参加人員
難病相談事業	難病患者、 家族	令和4年11月 ～令和5年1月	難病患者・家族向けのリーフレット「ちょうせい通信」に、口腔ケアの重要性や方法について情報を掲載し、指定難病医療助成受給者に送付	(送付者数) 1,104名

(2) その他（各保健所の独自事業）

表8－(2) その他（各保健所の独自事業）

名称	対象者	開催月日	内容	参加人員
-	-	-	-	-

## 9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、保健所は精神保健福祉行政の第一線機関として位置付けられおり、法律に基づく入院事務等の業務と併せ精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問をベースに専門性や広域での連携や調整が必要な事項について市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り受療援助、精神障害者の社会復帰支援、普及啓発など地域精神保健福祉活動を実施した。

### (1) 管内病院からの届出等の状況

管内の精神科病院は、茂原市内に2カ所であり、措置入院が可能な指定病院が1カ所である。「措置症状消退届」は、年々増加し約7割が管外病院からのものである。

「措置入院定期病状報告書」は、措置入院となってから3か月後の属する月に最初の提出が必要であるが、毎年、該当者がおらず、管内精神科病院からの当該報告書の提出がない。

管内には、応急入院が可能な指定病院がなく、保健医療圏域（山武長生夷隅）に1カ所であり、当該届は対象外である。

なお、令和2年度の「その他」は、措置入院の「転院許可申請」である。

表9－(1) 管内病院からの届出等の状況

(単位：件)

種別 年度	医療保護 入院者の 入院届	応急入院 届	医療保護 入院者の 退院届	措置症状 消 退 届	措置入院 者の定期 病状報告 書	医療保護 入院者の 定期病状 報告書	そ の 他
令和2年度	125	-	119	10	-	125	1
令和3年度	138	-	139	14	-	138	-
令和4年度	116	-	109	10	-	146	3

※ その他は、転院許可申請（ ）件、仮退院申請（ ）件、再入院届（ ）件の合計

(2) 措置入院関係

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく通報等は、法第23条の警察官通報が一番多く、調査により措置入院に関する診察が必要と認められた者については、法第27条及び法第29条の2（緊急措置）の規定に基づく精神保健指定医の診察を実施した。

表9－（2）－ア 申請・通報・届出及び移送処理状況

(単位：件)

処 理 申請通報等の別	申請・通報 届出件数	診察の 必要が ないと 認めた 者	法第27条の診察を 受けた者			法第29条の2の診察を 受けた者			法第29条の2の2の 移送業務		
			法第29 条該当 症状の 者	その他 の入院 形態	通院・ その他	法第29 条の2 該当症 状の者	その他 の入院 形態	通院・ その他	1次 移送	2次 移送	3次 移送
令和2年度	18	10	8	－	－	4	－	－	－	－	2
令和3年度	19	5	13	－	1	5	－	－	－	－	3
令和4年度	20	7	11	－	－	3	1	1	－	－	5
法第22条 一般人からの申請	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法第23条 警察官からの通報	12	1	9	－	－	3	1	1	－	－	4
法第24条 検察官からの通報	2	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－
法第25条 保護観察所の長から の通報	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法第26条 矯正施設の長からの 通報	5	4	1	－	－	－	－	－	－	－	1
法第26条の2 精神科病院管理者か らの届出	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法第26条の3 医療観察法に基づく 指定医療機関管理者 及び保護観察所長か らの通報	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法第27条第2項 申請通報に基づかな い診察	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計

2 「法第29条の2該当症状の者」は、原則として法第27条の診察を受けた者の内数

3 1次・2次移送は、診察までの移送、3次は措置決定後の病院までの移送

表9－（2）－イ 措置診察を受けた対象者の病名

(単位：件)

年度 結果	病名	総 数	統 合 失 調 症 等	気 分 障 害	器質性 精神障害		中毒性 精神障害			神 経 症 性 障 害 等	パ ー ソ ナ リ テ ィ 障 害	知 的 障 害	て ん か ん	発 達 障 害	そ の 他 の 精 神 障 害	そ の 他
					認 知 症	そ の 他	ア ル コ ー ル	覚 醒 剤	そ の 他							
					F0		F1									
					F00 ～ F03	F04 ～ F09	F10	F15								
令和2年度		8	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和3年度		14	10	2	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—
令和4年度		11	8	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—
診察 実施	要措置	11	8	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—
	不要措置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- ※1 緊急措置診察を実施した結果、措置不要となった者 2名  
 2 緊急措置入院中に措置解除となった者 0名  
 3 その他には病名不詳を含む。  
 4 F0～F9、G40 は、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICD カテゴリー）の分類。

表9－（2）－ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数（令和5年3月31日現在）

(単位：人)

入院期間 年度	総数	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
令和2年度	3	2	1	—	—
令和3年度	4	4	—	—	—
令和4年度	4	4	—	—	—

表9－（2）－エ 申請・通報・届出関係の相談等

(単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳 未満	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上	不明	
相談	8	2	6	—	—	1	5	2	—	12
訪問	4	2	2	—	—	—	2	2	—	8
電話	18	11	7	—	—	2	14	2	—	191

(3) 医療保護入院のための移送 (法第 34 条)

精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障が認められるもの、本人の治療同意が得られない場合、その家族のうちのいずれかの者の同意がある時は、医療保護入院させるために知事の権限で応急入院指定病院に移送することができる。

表 9 - (3) 医療保護入院のための移送処理状況

(単位：件)

年 度 \ 区 分	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
令和 2 年度	-	-	-
令和 3 年度	-	-	-
令和 4 年度	-	-	-

(4) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

毎月 2 回、予約制により精神科嘱託医による定例精神保健福祉相談を実施するとともに、電話等により精神保健福祉相談員・保健師等により相談に対応、必要に応じて面接相談、訪問指導等を実施している。

表 9 - (4) - ア 精神科医師による定例相談

実 施 日	時 間	場 所
偶数月・第 2 火曜日	14:00~16:00	千葉県長生合同庁舎内 長生保健所 (長生健康福祉センター) 地域保健福祉課 2F 保健相談室
奇数月・第 3 火曜日	14:00~15:00	
毎 月・第 4 金曜日	14:00~16:00	

表9－(4)－イ 対象者の性・年齢

(単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
令和2年度	87	46	41	－	4	23	37	23	－	390
令和3年度	58	35	22	1	1	16	26	13	2	388
令和4年度	82	40	42	－	－	22	38	20	2	168
茂原市	44	19	25	－	－	11	20	12	1	99
一宮町	12	9	3	－	－	4	3	5	－	24
睦沢町	2	－	2	－	－	－	2	－	－	2
長生村	7	2	5	－	－	1	4	1	1	12
白子町	5	2	3	－	－	2	2	1	－	8
長柄町	3	1	2	－	－	1	1	1	－	5
長南町	2	2	－	－	－	－	2	－	－	3
管外・不明	7	5	2	－	－	3	4	－	－	15
相談	63	35	28	－	－	18	31	13	1	123
訪問	19	5	14	－	－	4	7	7	1	45

※1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。

2 電話相談は計上していない。

表9－(4)－ウ 電話・メール相談延件数

(単位：件)

性 区分	性			
	計	男性	女性	不明
電話	900	427	469	4
メール	3	－	3	－

表9－(4)－エ 相談の種別(延数) (単位:件)

区分	病名	総数	精神障害に関する相談				中毒性精神障害に関する相談			ギャンブルの相談	摂食障害の相談	心の健康相談	思春期の相談	老年期の相談	てんかん	その他の相談
			診療に関すること	社会復帰等	生活支援	その他の相談	アルコール	覚醒剤	その他の中毒							
	令和2年度	373	134	36	109	2	12	5	－	－	3	28	3	37	－	7
	令和3年度	388	152	69	94	7	5	1	－	－	3	14	7	24	－	12
	令和4年度	168	85	5	35	12	8	－	－	2	－	16	－	3	－	2
相談	計	123	57	5	24	8	7	－	－	2	－	16	－	3	－	1
	男	64	25	5	21	2	6	－	－	2	－	1	－	2	－	－
	女	59	32	－	3	6	1	－	－	－	－	15	－	1	－	1
	不明	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
訪問	計	45	28	－	11	4	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1
	男	11	5	－	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	女	34	23	－	5	4	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1
	不明	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

表9－(4)－オ 援助の内容(延数) (単位:件)

種別年度	総数	医学的指導	受療援助	生活指導 生活支援	社会復帰援助	紹介・連絡	関係機関調整 方針協議	その他
令和2年度	474	41	117	128	37	7	143	1
令和3年度	447	15	101	117	60	2	149	3
令和4年度	207	15	36	27	3	37	85	4

(注) 援助内容は重複あり

表9－(4)－カ 精神障害者の退院後支援相談対応件数 (単位:件)

	支援計画対象者			
	本人同意あり	会議開催数	計画に基づく支援者	
合計	1	1	1	－
茂原市	1	1	1	－

(5) 地域精神保健福祉関係

長生圏域精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築会議において、精神障害者の地域生活について課題の共有や整理、研修会や啓発活動を行っている。構成員として会議に参加し、管内医療機関、障害福祉サービス提供事業所、市町村等と連携し事業の推進を図っている。

表9－(5)－ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称			開催日	参加人数	対象者等
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム実務者会議	全体会	実務者会議	4月12日	17名	医療機関・障害福祉サービス提供事業所・市町村等の実務担当者
			5月10日	15名	
			6月17日	22名	
			8月9日	16名	
			10月11日	28名	
			12月13日	15名	
			2月14日	22名	
			3月14日	15名	
	分科会	病院グループ	9月6日	6名	
		専門職グループ	2月3日	10名	
地域グループ		6月17日	20名		
		9月6日	22名		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム代表者会議	1 議案 ①役員の選任②設置要綱の改正③活動方針の制定④事業報告・事業計画 2 報告 ①長生圏域の入院患者に対する退院意向の調査②長生圏域の地域移行支援・地域定着支援の調査③長生圏域の精神保健福祉に関する統計④千葉県における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進 3 協議 長生圏域における地域包括ケアの推進		18名	医療機関・障害福祉サービス提供事業所・市町村等の代表者	

表9－(5)－イ 家族教室・断酒教室・ボランティア講座・心の健康市民講座等

教室・講座等の名称	開催日	受講者数		内容
		実件数 (件)	延件数 (件)	
開催なし				



表9－(5)－ウ 組織育成・運営支援 (単位：件)

種別 区分	当事者支援	家族会支援	支援者支援	その他
支援延件数	2	－	－	－

(6) 心神喪失者等医療観察法関係

「心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」は、対象者に対し適切な医療を提供し社会復帰を促進することを目的とし、保健所は、保護観察所と連携しながら、会議等への参加や訪問などを行い、地域における支援を行っている。

表9－(6) 医療観察法に係る会議への参加 (単位：件)

会議種別	CPA会議	ケア会議	その他
参加回数	1	1	－

- ・平成17年から医療観察法が施行されたことに伴い、保健所（健康福祉センター）においても各種会議への参加等が求められている。
- ・「その他」は、CPA会議（Care Programme Approachの略）とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

10 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療の医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。平成26年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充されたことに伴い、対象者が増加している状況である。なお、平成23年度から開始されたインターフェロン3剤併用療法については、プロテアーゼ阻害剤販売中止により令和3年10月に廃止された。

表10－(1) 肝炎治療特別促進事業受給者状況 (単位：人)

治療 年度・市町村	核酸アナログ 製剤	インターフェロン	インターフェロン フリー
令和2年度	73	-	32
令和3年度	54	-	23
令和4年度	70	-	14
茂原市	46	-	8
一宮町	5	-	1
睦沢町	1	-	-
長生村	2	-	2
白子町	7	-	2
長柄町	7	-	1
長南町	2	-	-

### 1 1 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成30年12月から助成が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。

また、令和3年4月から、分子標的薬を用いた化学療法または肝動注化学療法による通院治療の対象化、対象月数は、3月目以降に変更されている。

表11-（1）肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況（単位：人）

年度・市町村	肝がん	重度肝硬変	総数
令和2年度	-	-	-
令和3年度	1	1	2
令和4年度	1	-	1
茂原市	1	-	1
一宮町	-	-	-
睦沢町	-	-	-
長生村	-	-	-
白子町	-	-	-
長柄町	-	-	-
長南町	-	-	-

### 1 2 難病対策事業

原因不明であって、治療方法が確立されていないため、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費の負担が必要となる難病に対し、医療費の自己負担分を助成している。対象は、法制化前の56疾患（特定疾患）から法制化後に徐々に拡大し、338疾病（指定難病）となっている。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表12-（1）特定疾患治療研究費受給者状況（単位：件）

年度・市町村別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	茂原市	一宮町	睦沢町	長生村	白子町	長柄町	長南町
疾患名										
総数	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-
スモン	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-

表 1 2 - ( 2 ) 指定難病医療費助成制度受給者状況 ( 単位 : 件 )

疾患名	年度・市町村別			茂原市	一宮町	睦沢町	長生村	白子町	長柄町	長南町
	令和2年度	令和3年度	令和4年度							
総数	1,186	1,142	1,157	692	85	58	120	87	57	58
1 球脊髄性筋萎縮症	3	4	4	1	1	2	-	-	-	-
2 筋萎縮性側索硬化症	5	6	9	8	-	-	-	-	1	-
3 脊髄性筋萎縮症	2	2	2	-	-	-	1	-	1	-
4 原発性側索硬化症	1	1	1	-	-	-	-	-	-	1
5 進行性核上性麻痺	9	8	8	6	-	-	2	-	-	-
6 パーキンソン病	145	135	133	78	5	7	15	10	10	8
7 大脳皮質基底核変性症	7	5	2	1	-	-	1	-	-	-
8 ハンチントン病	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
10 シャルコー・マリー・トゥース病	1	1	1	-	-	-	1	-	-	-
11 重症筋無力症	48	46	46	25	2	4	6	1	2	6
13 多発性硬化症／視神経脊髄炎	14	14	18	8	2	-	3	1	1	3
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー	3	3	3	2	-	-	-	1	-	-
15 封入体筋炎	1	2	1	-	-	-	-	1	-	-
16 クロウ・深瀬症候群	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
17 多系統萎縮症	13	14	12	11	-	-	-	-	-	1
18 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	27	27	25	9	4	-	4	2	4	2
19 ラインゾーム病	1	2	3	2	-	-	1	-	-	-
20 副腎白質ジストロフィー	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
21 ミトコンドリア病	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
22 もやもや病	9	10	10	5	1	-	1	1	-	2
28 全身性アミロイドーシス	5	7	7	4	2	1	-	-	-	-
34 神経線維腫症	8	8	8	5	-	-	-	1	-	2
35 天疱瘡	4	3	4	2	-	2	-	-	-	-
37 膿疱性乾癬(汎発型)	2	2	2	1	-	-	-	1	-	-
40 高安動脈炎	7	8	8	4	1	-	1	-	2	-
41 巨細胞性動脈炎	4	7	7	2	1	1	-	2	-	1
42 結節性多発動脈炎	4	4	4	2	-	1	-	1	-	-
43 顕微鏡的多発血管炎	19	16	18	8	1	2	4	1	1	1

疾患名	年度・市町村別										
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	茂 原 市	一 宮 町	睦 沢 町	長 生 村	白 子 町	長 柄 町	長 南 町	
44 多発血管炎性肉芽腫症	5	4	7	6	-	-	-	-	-	1	
45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	8	11	13	5	2	1	1	1	3	-	
46 悪性関節リウマチ	12	10	11	9	-	-	1	1	-	-	
47 バージャー病	2	2	1	1	-	-	-	-	-	-	
48 原発性抗リン脂質抗体症候群	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
49 全身性エリテマトーデス	83	91	89	56	7	5	8	8	2	3	
50 皮膚筋炎／多発性筋炎	37	39	37	25	2	-	5	5	-	-	
51 全身性強皮症	34	32	33	16	4	2	5	3	2	1	
52 混合性結合組織病	13	12	12	7	-	1	2	-	1	1	
53 シェーグレン症候群	16	16	17	8	-	2	4	1	2	-	
54 成人スチル病	7	7	4	3	-	-	-	1	-	-	
55 再発性多発軟骨炎	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	
56 ベーチェット病	29	25	28	22	1	-	2	2	-	1	
57 特発性拡張型心筋症	23	23	18	12	1	1	-	2	1	1	
58 肥大型心筋症	3	3	5	3	1	-	-	1	-	-	
59 拘束型心筋症	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	
60 再生不良性貧血	7	7	6	5	-	-	-	1	-	-	
61 自己免疫性溶血性貧血	1	2	2	2	-	-	-	-	-	-	
63 特発性血小板減少性紫斑病	28	30	30	17	7	1	1	3	-	1	
64 血栓性血小板減少性紫斑病	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-	
66 IgA 腎症	14	11	13	6	2	1	1	1	-	2	
67 多発性嚢胞腎	13	13	15	10	2	-	1	-	1	1	
68 黄色靭帯骨化症	10	10	8	4	1	-	1	1	1	-	
69 後縦靭帯骨化症	48	37	38	23	1	4	2	4	4	-	
70 広範脊柱管狭窄症	3	5	3	1	-	-	-	1	-	1	
71 特発性大腿骨頭壊死症	20	21	21	10	2	1	5	2	1	-	
72 下垂体性ADH分泌異常症	6	9	9	5	1	1	1	1	-	-	
75 クッシング病	2	2	3	1	-	-	1	-	-	1	

疾患名	年度・市町村別										
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	茂原市	一宮町	睦沢町	長生村	白子町	長柄町	長南町	
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	9	9	9	6	-	-	2	-	-	1
78	下垂体前葉機能低下症	26	25	25	15	4	1	1	2	1	1
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-
84	サルコイドーシス	26	24	25	17	-	3	2	2	-	1
85	特発性間質性肺炎	29	26	39	26	-	5	2	1	3	2
86	肺動脈性肺高血圧症	5	5	5	1	1	-	1	1	-	1
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	4	5	7	2	4	-	-	-	1	-
89	リンパ脈管筋腫症	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
90	網膜色素変性症	26	20	19	12	1	-	3	1	1	1
93	原発性胆汁性胆管炎	14	12	10	7	2	-	1	-	-	-
94	原発性硬化性胆管炎	2	2	1	1	-	-	-	-	-	-
95	自己免疫性肝炎	3	4	5	4	-	-	1	-	-	-
96	クローン病	52	53	58	36	3	-	8	5	2	4
97	潰瘍性大腸炎	145	135	124	76	11	5	13	8	6	5
107	若年性特発性関節炎	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-
113	筋ジストロフィー	6	6	6	5	-	-	1	-	-	-
115	遺伝性周期性四肢麻痺	1	1	2	-	-	-	-	2	-	-
126	ペリー症候群	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
127	前頭側頭葉変性症	1	1	2	-	-	1	-	1	-	-
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
145	ウエスト症候群	1	2	2	-	1	1	-	-	-	-
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	7	5	5	3	-	1	-	-	1	-
171	ウィルソン病	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
191	ウェルナー症候群	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-
210	単心室症	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-
212	三尖弁閉鎖症	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-

疾患名		年度・市町村別									
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	茂 原 市	一 宮 町	睦 沢 町	長 生 村	白 子 町	長 柄 町	長 南 町
222	一次性ネフローゼ症候群	18	11	10	4	1	1	1	-	2	1
224	紫斑病性腎炎	2	2	2	1	-	-	1	-	-	-
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	2	1	1	-	-	-	1	-	-	-
227	オスラー病	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-
271	強直性脊椎炎	4	3	3	2	-	-	1	-	-	-
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
283	後天性赤芽球癆	3	2	3	3	-	-	-	-	-	-
296	胆道閉鎖症	1	1	2	2	-	-	-	-	-	-
300	IgG4関連疾患	2	2	3	2	-	-	-	1	-	-
306	好酸球性副鼻腔炎	4	5	7	4	3	-	-	-	-	-
331	特発性多中心性キャスルマン病	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-

※件数が0の疾患については省略。

(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表12-(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況 (単位:人)

年度	総数	茂原	一宮	睦沢	長生	白子	長柄	長南
令和2年度	3	3	-	-	-	-	-	-
令和3年度	3	3	-	-	-	-	-	-
令和4年度	4	4	-	-	-	-	-	-

(4) 難病相談事業

難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)に基づく医療費助成制度対象388疾患の患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、訪問指導や窓口相談、リーフレットによる療養情報の提供等の支援を行っている。

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

表12-(4)-ア 在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況 (単位:人)

区分 年度	支援計画 策定 実施件数	支援計画 評価 実施件数	構 成 員					
			専門医	家庭医	看護師	理学療法士	保健師	その他
令和2年度	2	2	-	-	3	-	2	6
令和3年度	5	5	4	-	8	-	9	19
令和4年度	7	7	2	1	9	1	7	22

イ 訪問相談事業

(ア) 訪問相談員派遣事業

表12-(4)-イ-(ア) 訪問相談員派遣事業実施状況

区分 年度	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和2年度	5	27	5	27
令和3年度	5	25	5	25
令和4年度	5	27	5	27

(イ) 訪問相談員育成事業

表 1 2 - ( 4 ) - イ - (イ) 訪問相談員育成事業実施状況

区分 年度	実施日	主 な 内 容	職 種	人 数
令和 2 年度	随時相談	個別事例検討 (新型コロナウイルス感染症感染拡大予防の観点から、集合での事例検討会実施を見送り、個別ケース対応とした。)	看護師等	6 名
令和 3 年度	4 月 30 日	委嘱式・事業説明・訪問事例検討	看護師等	10 名
令和 4 年度	4 月 21 日	委嘱式・事業説明・訪問事例検討	看護師等	9 名

ウ 医療相談事業

表 1 2 - ( 4 ) - ウ 医療相談事業実施状況

実施日	参加人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者人数
-	-	-	-	-	-

新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、集合での医療相談事業は実施せず。療養情報リーフレットを作成し、全指定難病医療助成受給者に配布した。



エ 訪問指導事業

表12-(4)-エ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位:件)

疾患名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	16	94	42
筋萎縮性側索硬化症	2	20	17
大脳皮質基底核変性症	1	-	-
多発性硬化症	1	2	2
多系統萎縮症	4	20	8
脊髄小脳変性症	2	22	6
神経線維腫症	-	2	-
全身性エリテマトーデス	-	7	-
シェーグレン症候群	-	1	-
ベーチェット病	2	5	1
特発性拡張型心筋症	-	2	-
特発性血小板減少性紫斑病	-	1	-
特発性間質性肺炎	2	-	2
肺動脈性肺高血圧症	-	3	1
網膜色素変性症	-	-	1
原発性胆汁性胆管炎	-	3	-
筋ジストロフィー	-	2	-
ペリー症候群	2	4	4

オ 訪問診療等事業

表12-(4)-オ 訪問診療等事業実施状況 (単位:人)

区分 年度	指導人数		実施方法	従事者人数					
	実人員	延人員		専門医	主治医	看護師	理学療法士等	保健師	その他
令和2年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和4年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 訪問リハビリテーションも含む。

カ 窓口相談事業

表 1 2 - ( 4 ) - カ 相談内容 (単位：人)

内 容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相 談 者 数 ( 延 )	17	86	50
申 請 等	-	10	2
医 療	-	11	-
家 庭 看 護	13	59	47
福 祉 制 度	-	1	1
就 労	-	3	-
就 学	-	-	-
食 事 ・ 栄 養	2	-	-
歯 科	-	-	-
そ の 他	2	2	-

キ 難病対策地域協議会

表 1 2 - ( 4 ) - キ 難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	構成員 (職種)	延人数	内 容
-	-	-	-	-

### 13 受動喫煙対策

健康増進法の改正により、令和元年7月1日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和2年4月1日から多くの人を利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施した。

表13-(1)-ア 問合せ・苦情届出状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和2年度	45	2	42	1	-	-
令和3年度	5	-	5	-	-	-
令和4年度	2	-	2	-	-	-

表13-(1)-イ 立入検査状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和2年度	1	-	1	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-	-
令和4年度	-	-	-	-	-	-

#### 14 市町村支援

各市町村の実情に応じた市町村支援や協議会への参加等支援を行っている。

##### (1) 市町村への支援状況

表14- (1) 市町村への支援状況

項目 市町村	会議・連絡			技術的支援			
	会議名	回数	職種	主なテーマ	事業名	回数	職種
茂原市	健康づくり推進協議会 (書面開催)	1	医	事業報告 事業計画	精神個別支援会議	7	精保
	要保護児童対策地域協議会	1	医	活動報告・計画			
	介護保険運営協議会 (書面開催)	2	課	事業計画 条例の廃止			
	子ども・子育て審議会 2回目 3回目	1 1 1	課 課 課	事業計画 事業報告 事業報告			
	地域包括支援センター委託法人選定委員会	2	課	選定の評価			
一宮町	健康づくり推進協議会	1	次	事業報告 事業計画			
	虐待防止連絡協議会	1	次	事業報告 情報交換			
	実務者会議 個別支援会議	2 2	家 家	情報交換 支援検討			
	子どもの健康づくり連絡会議	1	保 栄	情報交換			
睦沢町	健康づくり推進協議会	2	次	事業計画 事業報告			
	虐待防止等対策ネットワーク会議	1	次	情報交換			
	障害者計画推進協議会	1	課	計画策定			

長生村	健康づくり推進協議会	2	課次	事業計画 事業報告			
	長生村要保護児童対策地域協議会	1	医	情報交換			
	長生村要保護児童対策地域協議会実務者会	2	家	情報交換			
	介護保険運営協議会 (書面開催)	1	医	事業報告			
	個別支援会議	1	家	情報交換			
長柄町	長柄町保健福祉連絡会議	3	保事	支援検討			
	虐待防止等対策ネットワーク会議						
	要保護児童対策地域協議会実務者会議	1	家	情報交換			
長南町	健康づくり推進協議会	1	課	事業計画 事業報告			
	虐待防止等対策ネットワーク情報交換会	3	家	支援会議			
	実務者会議	3	家	情報交換			

群 市	長生郡市総合支援協議会					
	・全 体 会	1	課	支援体制		
	・精神障害部会	1	精	支援体制		
		1	広	支援体制		
	・療育作業部会	5	保	支援体制		
	・相談支援担当者会議	1	広	支援体制		
	・障害者差別解消支援地域協議会	1	広	支援体制		
	総合支援協議会療育作業部会分科会 (医療的ケア児関連)	1	保	情報交換		
	産後ケア事業実勢報告会及び情報交換会	1	保	情報交換		
	長生郡5町村認知症初期集中支援 チーム検討会	1	医	業務検討		
長生郡市介護保険業務検討委員会 (書面開催)	1	課	要入所			
長生郡市老人ホーム入所判定委員会 (書面開催)	1	医				
歯科保健医療担当者連絡会	1	栄	情報交換			

\* 職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、  
精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）

## 15 福祉関係事業

### (1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表15- (1) 民生委員・児童委員配置状況 (令和5年3月31日現在) (単位:人)

市町村	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和2年度	315	277	30	307	194	113
令和3年度	315	278	30	308	192	116
令和4年度	315	278	28	306	191	115
茂原市	164	145	15	160	100	60
一宮町	28	24	2	26	16	10
睦沢町	21	19	2	21	14	7
長生村	31	28	2	30	18	12
白子町	30	26	3	29	18	11
長柄町	17	15	2	17	12	5
長南町	24	21	2	23	13	10

### (2) 行旅病人及び行旅死亡人

#### ア 行旅病人及び行旅死亡人取扱制度

行旅病人及び行旅死亡人取扱制度は、明治32年7月1日施行の行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき開始された制度で、行旅病人、その同伴者及び行旅死亡人の同伴者の救護等を目的としている。

なお、生活保護法による生活扶助及び医療扶助との関係については、行旅病人であっても、生活保護法を適用することが可能なものについては、保護の実施機関が同法により措置して差し支えないこととされている。

#### イ 管内の取扱状況

##### (ア) 取扱人員

当センターでは、過去3年間事例が発生していない状況である。

表15- (2) -ア 過去3年間の行旅病人・行旅死亡人の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
行旅病人(人)	-	-	-
行旅死亡人(人)	-	-	-

### (3) 児童福祉

児童扶養手当及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき次の手当を支給した。

#### ア 児童扶養手当

ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に、長生郡内の5町1村について児童扶養手当を支給した。

#### (ア) 児童扶養手当受給者数

表15-(3)-ア-(ア) 児童扶養手当受給者数

市町村	受給者数(人)	受給資格認定件数(件)
令和2年度	327	54
令和3年度	341	63
令和4年度	383	33
一宮町	97	9
睦沢町	37	2
長生村	95	9
白子町	76	7
長柄町	37	4
長南町	41	2



(イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別

表 1 5 - ( 3 ) - ア - (イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別 (単位：世帯)

区分 年度	世帯類型別															計
	母子世帯							父子世帯							その他の世帯	
	生別母子世帯		死別母子世帯	未婚母子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯	生別父子世帯		死別父子世帯	未婚父子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯		
	離婚	その他						離婚	その他							
令和2年度	246	-	14	41	1	-	2	16	1	-	-	-	-	-	6	327
令和3年度	257	-	13	45	-	-	1	17	1	-	-	-	-	-	7	341
令和4年度	287	-	10	53	1	-	1	22	1	1	-	-	-	-	7	383

イ 特別児童扶養手当

精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を監護している父、若しくは母又は、養育者に対して特別児童扶養手当を支給した。

表15-(3)-イ 特別児童扶養手当受給状況 (単位：人)

区分 市町村	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
令和2年度	168	31	11	54	75	1	-	86	86
令和3年度	167	28	4	65	70	-	-	93	74
令和4年度	183	27	8	65	83	-	-	92	91
茂原市	121	16	5	41	59	-	-	57	64
一宮町	15	1	-	8	6	-	-	9	6
睦沢町	7	2	-	2	3	-	-	4	3
長生村	18	3	1	7	7	-	-	10	8
白子町	9	2	1	3	3	-	-	5	4
長柄町	8	1	1	2	4	-	-	3	5
長南町	5	2	-	2	1	-	-	4	1

(注)1人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(4) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表15-(4)-ア 母子・父子福祉資金貸付状況 (単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和2年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和3年度	-	-	1,250	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和4年度	-	-	4,992	-	-	-	-	-	284	-	-	-
茂原市	-	-	4,992	-	-	-	-	-	284	-	-	-
一宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
睦沢町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長生村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白子町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長柄町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長南町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表 1 5 - ( 4 ) - イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和 2 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和 3 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和 4 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茂原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
睦沢町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長生村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白子町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長柄町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長南町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

( 5 ) 家庭児童相談に関する支援状況

管内町村に対して、家庭相談員による家庭における児童養育等についての相談に応じ、町村等関係機関と連携を図りながら助言・指導を行った。

表 1 5 - ( 5 ) 家庭児童相談状況

(単位：件)

区分	相談総数 (延)	(再掲)			相談内容					個別支援会議 参加回数 (延)	
		訪問	電話	面接	学校生活	家庭環境	生活習慣	障害	その他	対象者	回数
										乳幼児	5
年度										小学生	4
令和 2 年度	339	201	131	7	140	113	29	23	34	中学生	4
令和 3 年度	276	122	150	4	89	98	22	8	59	高校生	2
令和 4 年度	298	155	116	27	44	137	8	10	99	その他	-

(6) 高齢者福祉

満百歳に対する敬老事業や、老人福祉施設入所中の公的年金を支給されない者に対し、法外援護給付金の支給を行った。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

今年度百歳になる者に対し、社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣からの祝状及び記念品を贈呈した。

表 1 5 - ( 6 ) - ア 百歳者

(単位：人)

区分 市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
令和 2 年度	60	4	56
令和 3 年度	62	6	56
令和 4 年度	49	-	-
茂原市	26	-	-
一宮町	3	-	-
睦沢町	5	-	-
長生村	5	-	-
白子町	6	-	-
長柄町	4	-	-
長南町	-	-	-

※令和 4 年度から統計資料の様式変更となり、男女別の内訳の記載がされなくなった。

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で、公的年金などを受給していない人に対し、法外援護給付金を支給した。

表 1 5 - ( 6 ) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

区分 年度	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
令和 2 年度	4	206, 800
令和 3 年度	4	225, 600
令和 4 年度	4	225, 600

(7) 障害者福祉

市町村が障害者福祉の向上を図るため実施する手当支給事業、または助成事業に対し補助金を交付した。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町村が行う手当の給付に対して補助金を交付した。

表 15 - (7) - ア

在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当支給状況

市町村	区分	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
		件数 (人)	補助金額(円)	件数 (人)	補助金額(円)
	令和2年度	114	5,626,825	-	-
	令和3年度	122	5,760,900	-	-
	令和4年度	121	6,098,250	-	-
	茂原市	82	4,126,050	-	-
	一宮町	7	363,300	-	-
	睦沢町	4	207,600	-	-
	長生村	15	743,900	-	-
	白子町	2	103,800	-	-
	長柄町	5	242,200	-	-
	長南町	6	311,400	-	-

イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

重度障害児・者に、市町村が行う日常生活用具取付費の給付に対して補助金を交付している。

表 15 - (7) - イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数 (件)	内 容	補助金 (円)
令和 2 年度	-	-	-
令和 3 年度	-	-	-
令和 4 年度	2	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置	60,000
茂原市	-	-	-
一宮町	2	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置	60,000
睦沢町	-	-	-
長生村	-	-	-
白子町	-	-	-
長柄町	-	-	-
長南町	-	-	-

ウ 障害者差別相談事業

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（以下「障害者条例」という。）」に基づき、県内 16 圏域に配置された広域専門指導員により、障害のある人への差別等に関する相談及び障害者への理解を広げるための啓発活動等を行っている。

表 15 - (7) - ウ 障害者差別相談状況 (単位：件)

区 分	差別等相談		差別等相談活動件数内訳						再掲		その他の相談件数	条例周知活動
			電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	虐待の相談			
	実件数	活動件数							実件数	活動件数		
令和 2 年度	2	23	7	3	3	13	-	1	-	-	127	46
令和 3 年度	5	29	14	1	1	10	-	3	-	-	103	63
令和 4 年度	6	95	61	1	1	29	1	8	1	30	143	62

エ 地域相談員の委嘱

障害者条例では、障害のある人に対する理解を広げ、できるだけ地域で問題解決をめざした相談を行う身近な相談役として、当条例に規定する各分野に識見のある者を地域相談員として委嘱し、広域専門指導員と連携して相談活動を行っている。

表 15 - (7) - エ 地域相談員委嘱状況 (単位：人)

区分 市町村	身体障害 者相談員	知的障害 者相談員	その他 相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和2年度	13	8	7	28	16	12
令和3年度	12	8	12	32	18	14
令和4年度	13	8	12	33	17	16
茂原市	6	3	11	20	10	10
一宮町	2	1	-	3	2	1
睦沢町	1	1	-	2	1	1
長生村	1	1	1	3	2	1
白子町	1	1	-	2	-	2
長柄町	1	1	-	2	1	1
長南町	1	-	-	1	1	-

オ 地域相談員等研修会

地域相談員及び市町村等の関係職員が、障害に関する正しい知識と理解を深め、連携した相談活動を展開するため、「長生圏域地域相談員等研修会」を開催している。

表 15 - (7) - オ 地域相談員等研修会

開催年月日	参加者	内容
令和4年 12月9日	30名	(1) 報告「長生圏域の障害者手帳所持者数と障害者条例の活動状況について」 長生健康福祉センター 広域専門指導員 小泉 信也 (2) 講演「障害者差別解消法の改正と地域相談員に望むこと」 講師 千葉県障害者福祉推進課 技師 三本木 眞里 (3) グループワーク (5グループ)

(8) 配偶者暴力相談支援事業

平成 16 年 6 月 1 日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)に基づいて、配偶者暴力相談支援センターに指定され事業を開始した。

配偶者(婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの暴力を受けた被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行った。(平成 22 年度から、通報件数に交際相手からの暴力も含む)

表 1 5 - (8) 配偶者暴力相談支援状況

区 分 年 度	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総数	うち DV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うち DV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うち DV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うち DV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
令和 2 年度	121	99	-	91	36	33	-	33	83	64	-	56	2	2	-	2
令和 3 年度	168	165	-	149	54	54	-	52	110	107	-	93	4	4	-	4
令和 4 年度	181	169	-	162	41	40	-	40	140	129	-	122	-	-	-	-
区 分 年 度	書面提出 件数	通報件数	来所相談 証明書 発行件数	交際相手からの暴力 相談件数												
				総数	通報											
令和 2 年度	1	-	24	-	-											
令和 3 年度	2	3	31	-	-											
令和 4 年度	-	-	30	-	-											

(単位：件)



(9) 戦傷病者の援護

厚生労働大臣から委託された戦没者遺族相談員を設置し、戦没者遺族の相談等に応じるとともに、戦傷病者に対し補装具の支給、乗車券の交付及び医療券の交付等援護の業務を行った。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳を所持している者からの請求に応じ、補装具の支給を行った。

表 15 - (9) - ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証 (変更)の交付
令和2年度	1	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-
令和4年度	-	-	-	-
茂原市	-	-	-	-
一宮町	-	-	-	-
睦沢町	-	-	-	-
長生村	-	-	-	-
白子町	-	-	-	-
長柄町	-	-	-	-
長南町	-	-	-	-

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

厚生労働大臣から委託された戦没者遺族相談員が、戦没者遺族の福祉の増進を図ることを目的に、戦没者遺族の援護の相談、必要な指導、助言、関係機関業務の円滑なる遂行に資する業務を行った。

表 15 - (9) - イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位：人)

市町村	茂原市	一宮町・白子町・長生村	睦沢町・長柄町・長南町	合計
戦没者遺族相談員	1	1	1	3
戦傷病者相談員	1(東金市・山武市・山武郡地区も分担)	1	-	1

(10) 児童手当事務指導監査

児童手当法に基づく児童手当の認定・支払事務の適切な運営を図るため、管内市町村の指導監査を行った。

表 15 - (10) 児童手当事務指導監査状況

市町村	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
茂原市	-	-	-
一宮町	-	-	令和 5 年 2 月
睦沢町	-	-	令和 5 年 2 月
長生村	-	-	令和 5 年 2 月
白子町	-	-	令和 5 年 2 月
長柄町	-	-	-
長南町	-	-	-

(11) 中核地域生活支援センター連絡調整会議（部会）

平成 16 年 10 月から開始した中核地域生活支援センター事業に関し、健康福祉センターはこれをサポートし、関係機関との連絡調整会議等を年 1 回を目安に、地域の実情に応じて開催する。

平成 30 年度から令和 4 年度は未開催となっている。

表 15 - (11) - ア 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開催日	-
場所	-
内容	-
構成員・参加者人数	-

表 15 - (11) - イ 中核地域生活支援センター連絡調整会議部会実施状況

開催日	-
場所	-
内容	-
構成員・参加者人数	-

(12) 生活困窮者自立支援制度に関する支援状況

生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行）に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、県から委託を受けたNPO法人長生夷隅地域のくらしを支える会が、生活に困窮している方に対し就労その他の自立に関する相談支援、自立に向けたプランの作成等を行った。

表15 - (12) 生活困窮者自立支援実施状況

区分	支援調整会議 (回数)	新規相談受付件数 (総数)	プラン作成件数 (総数)	就労支援対象者数※1	法に基づく事業等利用件数						その他	
					住居確保給付金※2	一時生活支援事業	家計改善支援事業	就労準備支援事業	認定就労訓練事業	自立相談支援事業 による就労支援	生活福祉資金等 による貸付	生活保護受給者等 就労自立促進事業
市町村												
令和2年度	4	228	64	33	32	-	37	7	-	33	17	15
令和3年度	-	178	28	17	9	-	22	6	-	17	97	2
令和4年度	6	115	28	20	10	-	17	4	-	22	9	-
一宮町	1	29	6	5	2	-	4	1	-	6	2	-
睦沢町	1	6	3	3	1	-	-	-	-	3	-	-
長生村	1	33	9	5	3	-	6	-	-	5	2	-
白子町	1	26	7	6	4	-	4	2	-	7	3	-
長柄町	1	10	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-
長南町	1	11	2	1	-	-	2	1	-	1	1	-

※1：プラン期間中の一般就労を目標にしている

※2：新規申請者数

区分	就労者数 (一般就労総数)	支援メニューの利用状況								増収者数 (総数)
		住居確保給付金	一時生活支援事業	家計改善支援事業	就労準備支援事業	認定就労訓練事業	自立相談支援事業 による就労支援	生活保護受給者等 就労自立促進事業	その他	
市町村										
令和2年度	29	32	-	37	7	-	33	15	-	33
令和3年度	18	9	-	22	6	-	17	2	-	23※3
令和4年度	14	10	-	17	4	-	22	-	-	16※3
一宮町	2	2	-	4	1	-	6	-	-	2
睦沢町	2	1	-	-	-	-	3	-	-	2
長生村	3	3	-	6	-	-	5	-	-	4
白子町	6	4	-	4	2	-	7	-	-	7
長柄町	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
長南町	1	-	-	2	1	-	1	-	-	1

※3：全就労者数に増収支援(年金、給付金等の支援手続き)を含んだ数を記載